

令和8年4月1日

株式会社生田組

次世代法・女性活躍促進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月3日から令和11年3月31日まで

2. 内容

目標1：男性の育児休暇の取得率を30%以上にする。

(取組内容)

○令和8年4月～ 社員の実態調査

○令和8年4月～ 育児休暇の取得促進のため、代替要員の確保や業務内容・業務体制の見直し等の協議をする

目標2：年次有給休暇の取得率を年間1人当たり平均10日以上にする。

(取組内容)

○令和8年4月～ 社員の実態調査

○令和8年4月～ 年次有給休暇の取得促進のため、組織トップからメッセージの発信をする

目標3：法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を月間1人当たり20時間未満にする。

(取組内容)

○令和8年4月～ 社員への実態調査

○令和8年4月～ 長時間労働の是正のため、情報共有や業務優先順位・業務分担の見直し等の協議をする